ほけんだより 2月

2025．2．14
唐津商業　　保健室

対等な関係をつくるために

講師　　佐賀県 DV 総合対策センター　諸石　加代子　様

令和７年１月 15 日（水）に全校生徒を対象に性に関する教育講演会を実施しました。今年は、DV 予防の視点から性について考えることができるよう、佐賀県 DV 総合対策センターの諸石様より講演をしていただきました。一部講演の内容と感想文を紹介します。

DV の種類

身体的暴力	精神的暴力
□殴る・たたく・蹴る □腕を強くつかむ・ひねる □物を投げつける □刃物を突きつける	□大声でどなる・ばかにする・無視する □交友関係を制限する □行動を監視・制限する □SNS などをチェックする □別れるなら死ぬ等と言って脅す
経済的暴力	**性的暴力**
□デートの費用を全く払わない □借りたお金を返さない □アルバイトなどを強要する □アルバイトなどをさせない	□見たくないポルノビデオなどを見せる □嫌がっているのに裸の写真などを撮影する □性行為を強要する □避妊に協力しない

デート DV？？

配偶者（同居しているパートナーを含む）や恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける暴力のこと

⇩ 被害者や加害者にならないために…

お互い「対等な関係」でいなければいけません

若年層の性暴力予防啓発動画

対等な関係をつくるために

① 相手の話を聞く心の余裕をもとう
② 自分の意見もきちんと伝えよう(嫌なことは、嫌と言って良い)
③ 相手の NO も受け入れよう（「嫌」＝「嫌い」ではない）
④ 性的同意の確認も忘れずに（恋人でも夫婦でも、毎回必要）

相談先

○女性総合相談　０９５２－２６―００１８
○男性総合相談　０８０－６４２６－３８６７
○性暴力救護センター　さが mirai　＃８８９１（全国共通番号）
○Cure Time（キュアタイム）…SNS・メールによる相談

イラスト引用：「健」、性教育イラスト、イラストや

講演を終えての感想

相手と良い関係を続けていくには、コミュニケーションが大事。

恋人や夫婦であっても性同意をとることでお互いを大切にできる。

助けを求めることも大切。

過度な束縛は愛ではないことや嫌は嫌いではないことを忘れないようにしたい。

暴力は、身体だけでなく、心も傷つくことを知った。

質問への回答

みなさんがアンケートに記載していた質問内容について講師の方より回答いただきました。

Q 例えば、親が大声を出して物を投げたりスマホなどに位置情報をつけて束縛したりするなど、このような場合は、暴力ですか。虐待ですか。

A 親が子どもに対して大声を出して物を投げつけたりする行為は、講話の中でもお話したように、虐待という名の暴力になります。

また、スマホの位置情報を管理し束縛することは、保護者であっても過干渉（必要以上に干渉していること）になる可能性があります。

虐待や過干渉を受けた場合は、信頼できる大人の人（例えば、学校の先生やスクールカウンセラーなど）に相談することで、支援してくれる機関（専門の相談機関や児童相談所、警察など）に繋いでもらうことができます。

Q 性行為の同意について質問です。ネットを見ていると気になる内容がありました。ある女性が男性を性加害で訴えました。男性側は行為前に同意をとったと証言していましたが、女性側がそれに対し、同意をさせられたと話していたそうです。

ネットの情報なので信じがたいですが、実際の事例やこのような事態になった場合、男性側は罰を受けなければならないのか教えてほしいです。

A 実際の事例に関しては、個人情報の関係があるのでお答えするのが難しいですが、同意について考える時に、どのような状況、またはどのような関係の中で同意がとられたのかということがポイントになってきます。

例えば、暴行や脅迫を受けて同意させられた場合や、上司と部下、面接官と就活生、そしてデート DV の加害者と被害者など、その立場ゆえの影響力によって、自分に不利益が生じることを不安に思うような関係（対等ではない関係）で同意させられた場合などは、真の同意があったとは言えません。そのような状況下での同意があるならば、訴えられた側は罰を受けなければならない可能性があります。

そのようなことにならないためにも、日頃から対等な関係を築いておくことが大切です。